

令和 8 年度中川区「地域の底力を応援」助成事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、社会福祉法人名古屋市中川区社会福祉協議会(以下、「本会」という。)が、中川区「地域の底力を応援」助成事業を実施するにあたり、その適正な運営を図るために必要な事項を定めることを目的とする。

(事業の趣旨)

第 2 条 この事業は、地域住民による福祉活動の強化、公開プレゼンテーションによる地域住民への福祉活動の紹介、賛助会費共同募金への理解促進に寄与するとともに、中川区の地域福祉を推進することを目的に実施する。

(助成内容)

第 3 条 助成金の種類及び助成金額は次の各号に掲げるものとし、賛助会費及び赤い羽根共同募金における一般募金と歳末たすけあい募金の地域募金配分金をもって充て、予算総額は 540,000 円を限度とする。

(1) ささえあい活動助成（住民参加型福祉活動助成）

区民を対象とした地域福祉活動に対して助成を行い、1 団体につき、30,000 円を上限とする。ただし、いわゆる「ふれあい・いきいきサロン」の運営に類する活動に関しては、社会福祉法人名古屋市中川区社会福祉協議会が行う「ふれあい・いきいきサロン」助成制度との関係から 20,000 円を上限とする。なお、「ふれあい・いきいきサロン」の運営に類する活動への助成は、同じ団体への助成を令和 6 年度より連続・通算を問わず 3 回までとし、それ以降は本助成の申請の対象外とする。

(2) はぐくみ事業助成（子ども・子育て支援事業助成・

生きづらさを抱えた当事者へのピアサポート事業助成）

子どもの健全な育成及び子どもや子育て家庭をめぐる課題を解決するための事業を行っている団体、または生きづらさを抱えた当事者へのピアサポート支援などを行っている団体に対し助成を行う。助成金額は、1 団体につき、80,000 円を上限とする。

なお、はぐくみ事業助成は 1 団体 1 回のみの助成とし、一度助成を受けた団体は、翌年度以降は前号に定めるささえあい活動助成のみ申請できるものとする。

(助成対象の団体)

第 4 条 助成の対象は、中川区内で、過去に 6 ヶ月以上（起算日：令和 8 年 8 月 3 日）の活動実績があり、現在活動中の次に掲げる非営利の団体とする。

(1) 法人格を持たない任意団体（ボランティアグループ等）

任意団体（ボランティアグループ等）は、名古屋市・区社協ボランティア情報サイト「な

「ごやボラねっと」または名古屋市市民活動推進センターに団体の情報を登録している、または今後登録を計画している団体であること。ただし、ささえあい活動助成における「ふれあい・いきいきサロン」の運営に類する活動についてはこの限りではない。

(2) 特定非営利活動法人（NPO法人）

特定非営利活動法人（NPO法人）は、所轄庁に直近の事業報告書を提出していること。

(助成対象の活動等)

第5条 助成の対象となる活動は、令和8年8月3日から令和9年3月31日までの間に中川区内で実施する事業とする。ただし、次に掲げる活動は助成の対象としない。

- (1) 令和8年度中に、行政機関（名古屋市等）・名古屋市社会福祉協議会・名古屋市各区社会福祉協議会から、他の助成を受けている、または受ける予定がある事業または活動。
- (2) 介護保険法・障害者総合支援法の適用事業
- (3) 営利を目的とする活動、申請団体が行う営利を目的とした事業と明確に区別できない活動
- (4) 活動の目的及び活動内容が、政治・宗教などに著しく偏っている活動
- (5) 団体所属会員の互助や研修、またはそれに類する事業
- (6) 人件費、家賃、光熱水費、通信費等の団体運営にかかる経費
- (7) その他、会長が不相当と認めるもの

(助成の申請)

第6条 助成金を希望する団体は、中川区「『地域の底力を応援』助成事業助成申請書」（ささえあい活動助成は様式1、はぐくみ事業助成は様式2）に必要な書類を添付して、本会会長に提出する。なお、申請書類に不備があると認められるときは、本会会長は、申請書の受理を拒むことができるものとする。

(審査)

第7条 申請があった団体への助成の可否及び金額は、書類審査・公開プレゼンテーションによる審査を経て決定する。ただし、申請の状況その他災害または感染症の発生の影響を踏まえ、その一部を書類審査のみで決定する場合がある。

(審査会)

第8条 前条の審査を行うため、審査会を設置する。審査会については、本会会長が別に定める。

(助成決定及び助成金の交付)

第9条 本会会長は、審査結果及び助成金額を「『地域の底力を応援事業』助成交付決定通知書」（様式3）により申請団体へ通知するとともに、助成金を交付する。なお、審査の結果により助成金額が減額される場合がある。

(事業の実施及び報告)

第10条 助成金の交付を受けた団体は、事業実施時においては、『地域の底力を応援』助成事業であることを広く住民に広報することに加え、本会が実施する赤い羽根共同募金における募金活動に協力すること。また、事業終了後においては、「『地域の底力を応援』助成事業助成報告書」(様式4)により助成金の使途、事業実績の報告を行うこと。

(助成金の返還)

第11条 本会会長が次の各号に該当すると判断した場合は、助成金の全額または一部の返還を求めることができる。

- (1) 事業または活動に要した経費が助成金額を下回ったとき
- (2) 申請した事業または活動が実施されなかった、または申請内容と異なる実施がされたとき
- (3) 助成対象以外に経費が使用されたと認められるとき

(その他)

第12条 この要綱の実施に関し必要な事項は、本会会長が別に定める。